

茨木市中学校給食物資選定委員会設置要綱

(設置)

第1 本市で実施する中学校全員給食における給食用物資（以下「物資」という。）の購入にあたり、安全かつ安心な物資を選定するため、茨木市中学校給食物資選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、物資の選定について協議及び検討を行う。

(組織)

第3 委員会は、保健給食課職員、中学校の栄養教諭及び学校栄養職員をもって組織する。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員長は、教育委員会事務局の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(選定方法)

第6 物資の選定は、教育委員会が定める要項に基づき、業者から提出された見本の品質の良否、産地、規格及び価格等を勘案して行う。ただし、委員会が物資の見本を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(秘密の保持)

第8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 19 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。